

焼津市立幼稚園利用者負担額（保育料）

【平成 29 年度】

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は市民税の非課税世帯		0 円
市民税の所得割の額のない世帯		2,000 円 (0 円)
市民税の所得割課税額が次の区分に該当する世帯	5,000 円以下	5,900 円 (2,000 円)
	5,001 円以上 10,000 円以下	6,500 円 (2,000 円)
	10,001 円以上	7,000 円 (2,000 円)

(注) 上記表の利用者負担額の括弧内の金額については、備考「2 ひとり親世帯等に係る特例」に該当する世帯に適用されます。

備考

1 多子世帯に係る特例

(1) 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号。以下「政令」という。)第 14 条の 2 第 1 項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が 2 人以上いる場合の支給認定保護者に係る最年長の子どもから順に 2 人目以降の子どもの利用者負担額は、支給認定保護者の属する次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

ア 市民税の所得割の額のない世帯 2 人目以降は、0 円とする。

イ 市民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯 2 人目については上記の表によって適用されるべき金額の半額とし、3 人目以降は 0 円とする。

(2) 幼稚園年少から小学校 3 年生までの範囲の子どもが同一世帯(市民税の所得割課税額が 77,101 円以上の世帯に限る。)に 2 人以上いる場合の支給認定保護者に係る最年長の子どもから順に 2 人目以降の子どもの利用者負担額は、2 人目については上記の表によって適用されるべき金額の半額とし、3 人目以降は 0 円とする。

2 ひとり親世帯等に係る特例

各階層区分における利用者負担額において括弧内の金額は、次に掲げる世帯に適用する。ただし、市民税の所得割課税額が 77,100 円以下である次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもに係る利用者負担額にあつては、最年長の子どもから数えて 2 人目以降については、0 円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- (6) 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年度分の利用者負担額から適用する。

【平成 30 年度以降（予定）】

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層 区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円
B	市民税の非課税世帯若しくは市民税の所得割の額のない世帯又は支給認定保護者が養育里親等（政令第 4 条第 1 項第 4 号に規定する養育里親等をいう。以下同じ。）である世帯	2,000 円 (0 円)
C	市民税の所得割課税額が次	10,000 円 (2,000 円)
D	の区分に該当	15,000 円
E	する世帯	19,000 円
	77,100 円以下	
	77,101 円以上 211,200 円以下	
	211,201 円以上	

(注) 上記表の利用者負担額の括弧内の金額については、備考「2 ひとり親世帯等に係る特例」に該当する世帯に適用されます。

備考

1 多子世帯に係る特例

- (1) 特定被監護者等が 2 人以上いる場合の支給認定保護者に係る最年長の子どもから順に 2 人目以降の 1 号認定子どもの利用者負担額は、支給認定保護者の属する次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

ア 市民税の非課税世帯又は市民税の所得割の額のない世帯 2人目以降は、0円とする。

イ 市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯 2人目については上記の表によって適用されるべき金額の半額とし、3人目以降は0円とする。

(2) 幼稚園年少から小学校3年生までの範囲の子どもが同一世帯（市民税の所得割課税額が77,101円以上の世帯に限る。）に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る最年長の子どもから順に2人目以降の1号認定子どもの利用者負担額は、2人目については上記の表によって適用されるべき金額の半額とし、3人目以降は0円とする。

2 ひとり親世帯等に係る特例

各階層区分における利用者負担額において括弧内の金額は、次に掲げる世帯に適用する。ただし、市民税の所得割課税額が77,100円以下である次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもに係る利用者負担額にあつては、最年長の子どもから数えて2人目以降については、0円とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- (6) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯